気象警報等に係る学校の臨時休業の基準について

佐賀北高校の臨時休業基準については、次の気象警報(特別警報を含む)のうちいずれか 一つでも発令された場合を対象とし、下記のとおりとする。

- 大雨警報
- 洪水警報
- 暴風警報

なお、県内全域から通学する生徒がいるため、例えば、住居地区や途中地区で警報が出た場合や、列車の不通の場合など、上記以外の状況における登校については、生徒(保護者) 判断で登校を行う。登校不能の場合には校長の判断で出席停止等の扱いとする。

また、大雪及び暴風雪については、佐賀市内でも地域格差が大きいため、この場合も生徒(保護者)の判断とする。

			前日				当日						
	警報	時刻 判断	15	18	21	24	3	5	6	7	8	12	15
4-①	大雨/洪水/暴風	平常登校		警報	発信	àф		解除					
3-①	大雨/洪水/暴風	朝補習なし		警報	発	ř#			解除				
2-①	大雨/洪水/暴風	1時間遅れ		警報	発行	钟				解除			
1-①	大雨/洪水/暴風	臨時休業		警報	発台	中							

			前日				当日						
	早期注意情報	時刻 判断	15	18	21	24	3	5	6	7	8	12	15
1-2	暴風	臨時休業	この時点で発表-										

記

- 1. 以下の場合は臨時休業とする
- ① 佐賀市に7時以降も上記3つの警報のいずれかが発令されたままの状態のとき
- ② 気象台の早期注意情報(佐賀県南部)で、翌日の12時までに暴風警報が発令される可能性が高いとの発表が、前日15時までの段階でなされたとき
- 2. 以下の場合は1時間遅れの始業とし、9時30分登校とする
- ① 佐賀市に発令された警報が、7時までにすべて解除されたとき
- 3. 以下の場合は朝補習を中止し、8時35分登校とする
- ① 佐賀市に発令された警報が、6時までにすべて解除されたとき
- 4. 以下の場合は、平常登校とする
- ① 佐賀市に発令された警報が、5時までにすべて解除されたとき
- ※ 警報の発令及び解除は、気象庁ホームページをご覧ください。また、テレビのニュース等でも情報提供されることがあります